区域計画の変更の認定申請書

令和4年12月14日

内閣総理大臣 殿

関西圏国家戦略特別区域会議

令和4年3月10日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、 国家戦略特別区域法第9条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認 定を申請します。

1 変更事項

「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域外国 人創業活動促進事業」に2事業を追加する。

2 変更事項の内容 別紙のとおり。

資料 1-2 別紙

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画

令和4年12月14日 関西圏国家戦略特別区域会議

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(22) 名称:国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容:創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第 16 条の 6 に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業)

以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る事業の計画が 適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基 準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活 動を促進する。

- ① 京都府全域【令和3年中に実施】
- ② 兵庫県全域【令和5年度中に実施】

内容:創業人材の事業所確保に係る特例

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業(創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例)を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

- ① 京都府全域【令和3年中に実施】
- ② 兵庫県全域【令和5年度中に実施】

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容	2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容
(1) ~ (21) 略	(1) ~ (21) 略
(22) 名称:国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業	(22) 名称:国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業
内容:創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例	内容: 創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例
(国家戦略特別区域法第16条の6に規定する国家戦略特別区域外	(国家戦略特別区域法第 16 条の6に規定する国家戦略特別区域
国人創業活動促進事業)	外国人創業活動促進事業)
以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る	以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る
事業の計画が 適正かつ確実であること等の確認を行うこと等に	事業の計画が 適正かつ確実であること等の確認を行うこと等に
より、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、	より、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、
当該地域内における外国人による創業活動を促進する。	当該地域内における外国人による創業活動を促進する。
① 京都府全域【令和3年中に実施】	① 京都府全域【令和3年中に実施】
② 兵庫県全域【令和5年度中に実施】	
内容:創業人材の事業所確保に係る特例	内容: 創業人材の事業所確保に係る特例
国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業(創業人材の受入れ	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業(創業人材の受入れ
に係る出入国管理及び難民認定法の特例)を活用して創業活動を	に係る出入国管理及び難民認定法の特例)を活用して創業活動を
行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大	行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最
1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所	大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業
について、 <u>以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体</u> が認定する	所について、 <u>京都府</u> が認定するコワーキングスペースやシェアオ

フィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、<u>京都府内</u>

コワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を

認めることを可能とし、 <u>当該地域内</u> における外国人による創業活	における外国人による創業活動を促進する。
動を促進する。	
	① 京都府全域【令和3年中に実施】
① 京都府全域【令和3年中に実施】	
② 兵庫県全域【令和5年度中に実施】	